

平成16年3月

人事訴訟事件に関する

控訴審書記官事務の留意事項

大阪高等裁判所民事部

書記官事務検討委員会

## 凡 例

次のとおり略語を用いた。

〔正式名〕		〔略 語〕
人事訴訟法	→	法
人事訴訟規則	→	規
民事訴訟法	→	民訴法
民事訴訟規則	→	民訴規
民事訴訟費用等に関する法律	→	民訴費法

## 目 次

第1	はじめに	1
第2	原審記録等の点検	1
1	記録の点検	
2	記録外引継ぎ書類の扱い	
第3	控訴状等の点検	2
第4	事前準備	3
第5	争点整理等への参加	3
第6	係属中の当事者の死亡	3
第7	和解による離婚・離縁	3
第8	離婚・離縁の請求の放棄・認諾	4
第9	戸籍通知	4

## 参 考

本文中にゴシック体で表記したもののほか、

- ・ジュリスト臨時増刊「新しい人事訴訟法と家庭裁判所実務」（通巻1259号）
- ・全国裁判所書記官協議会・会報「特集／インタビュー 新しい人事訴訟手続と書記官事務」（通巻165号53頁以下）

## 第1 はじめに

1 平成16年4月1日から人事訴訟法（平成15年7月16日法律第109号）、人事訴訟規則（平成15年11月12日最高裁判所規則第24号）及び関連する改正諸法令が施行される。

これに伴い、本書において人事訴訟事件に関する控訴審の書記官事務について当面留意すべき事項をあげてみた。完全なものではないので、今後の運用や実例をふまえ、適宜改訂していく必要がある。

2 新法令の施行にあたっては、特に経過措置に留意すべきである。今回の立法にあたっても、上記施行日現在、地裁・高裁に係属中の事件については、事項によって新法が適用されるものとそうでない（なお従前の例による）ものがある。詳しくは、平成16年2月6日付け最高裁判所事務総局家庭局長書簡添付の資料を参考にされたい。

3 なお、今回の立法で人事訴訟手続に新しく導入された、婚姻取消・離婚の場合の附帯処分等に関する事実の調査（法33）については、別に「人事訴訟事件における事実の調査に関する控訴審書記官事務要領」があるので、それを参照されたい。

## 第2 原審記録等の点検

1 配填を受けた書記官は、原審記録についての点検の際に、通常の点検事項のほか、以下の諸点についても留意し、注意事項や問題点があれば、点検表やメモ・付箋等を活用して明らかにしておく。

(1) 「人事訴訟」か否か（法2の定義規定参照）

(2) 管轄等

① 原則は、訴えに係る身分関係の当事者が普通裁判籍を有する地を管轄する家庭裁判所（職分管轄＋土地管轄）＝専属管轄（法4I）

② 例外ないし拡張

ア 併合請求における管轄（法5）

イ 調停をした家裁による自庁処理（法6。規3・4）

ウ 関連損害賠償請求についての特則（法17。なお、法8）

③ 遅滞を避ける等のための移送（法7）

④ 国際裁判管轄→今次立法でも明文なし。従前どおり、解釈問題。最大判昭39.3.25や最判平8.6.24等参照。


(3) 当事者等に関する事項

- ① 当事者適格（被告適格につき法 1 2 …旧法及び判例理論を明文化。原告適格についてはなお解釈問題。また，形成訴訟について各実体法規定参照）
- ② 訴訟能力等（法 1 3）  
※ 2 項以下で裁量選任される弁護士訴訟代理人は，審級ごと。  
※ 当事者となるべき者が成年被後見人の場合の扱い（法 1 4）
- ③ 検察官を被告とする人事訴訟利害関係人の訴訟参加（法 1 5）
- ④ 検察官の関与（法 2 3。必要的から裁量的になった）

(4) 原審手続

- ① 「事実の調査」（法 3 3）部分の確認－有無・方法・編てつ・閲覧謄写
- ② 当事者尋問等の公開停止（法 2 2）

2 原審から次のような記録外書類を引き継いだときは，点検の上，仮フォルダー★で保管する。

- ① 事実の調査部分の記録非開示に関する家裁調査官意見書
- ② 
- ③ その他記録外書類

第 3 控訴状等の点検－通常の点検事項以外に留意すべき事項

1 控訴手数料－要点（民訴費用法）

(1) 身分関係に関する請求

＝非財産権上の請求→1 審訴訟額・1 6 0 万円→1 審手数料・1 万 3 0 0 0 円  
⇒控訴審手数料・1 万 9 5 0 0 円

※数個の請求が併合されている場合，利益が共通するか否かで，訴訟額を合算又は一に吸収

(2) 人事訴訟と同一の原因によって生じた損害賠償請求の併合→訴訟額は多額的一方による

(3) 附帯処分等について

- ① 親権者指定は職権事項（民 8 1 9 II）ゆえ，手数料不要

◇ただし，離婚については不服申立てせず，親権者指定につき不服の控訴の場合  
は，家事審判事項の申立手数料として，1 子当たり 1 8 0 0 円の控訴手数料

- ② 子の監護に関する処分・財産分与の申立て（法 3 2 I）

→訴えの手数料とは別に、家事審判事項の申立手数料として、1事項（子の監護関係は子ごと）当たり、1審手数料・1200円⇒控訴審手数料・1800円

## 2 当事者の表示

- 検察官が当事者の場合、「大阪高等検察庁検事長」を表示する
- 利害関係人が原審で補助参加しているとき、表示を失念しないこと

## 第4 事前準備

- 進行についての照会書・意見聴取
- 当事者に関する情報等についての原審への確認

## 第5 争点整理等への参加

- 弁論準備手続等への立会
- 争点整理メモの工夫

## 第6 係属中の当事者の死亡

- ◎ 控訴審でも、請求に即して、原審での資格（原告、被告）を基準にすべきことに注意
  - 原告の死亡→原則として、当然終了（法27I）
  - 被告の死亡→◇離婚・嫡出子否認・離縁については、当然終了（法27II）
    - ◇その他は、（第三者提起・身分関係当事者双方被告のものは生存被告を相手に追行し中断しないとされるほか）検察官が受継（法26）

## 第7 和解による離婚・離縁（法37・44）

1 実体法上直接効果の生ずる和解が可能となった（なお、受命裁判官可。ただし、本人出頭が要請され、書面による受諾和解、裁判所等が定める和解条項及び電話会議方式は不可）。

- 和解条項例…従前からの家事調停条項事例集が参考になる。

判例タイムズ通巻747号・P533～「夫婦・親子215題・参考資料1」等

### ① 離婚（離縁）条項

「控訴人と被控訴人は離婚（離縁）する。」

- ①' 戸籍届出に関する配慮…戸籍届出義務者は離婚（離縁）原告である関係から

ア 復氏者が離婚（離縁）原告でないとき、その者に戸籍届出資格を与え、婚氏（縁氏）

続称届出を同時に可能にするため、「控訴人（＝復氏者）の申出により」を付加する。

イ 復氏者が離婚（離縁）原告でないが、その者が復籍せず新戸籍編製を希望するとき「控訴人（＝復氏者）は、離婚（離縁）により本籍を〇〇〇として新戸籍を編製する。」との条項を入れる（後日の婚氏（縁氏）続称届出可）。

② 親権者指定条項…未成年子がいるときは必要的

「控訴人と被控訴人との間の長女〇〇（平成〇年〇月〇日生）の親権者を被控訴人と定める。」

③ 財産分与条項

④ 子の監護（監護者指定，養育費，面接交渉等）条項

⑤ 慰謝料，その他財産条項

※③～⑤につき，協議離婚届出合意の場合のように「協議離婚届出が受理されることを条件に」という限定は不要。

※①②のみ和解を成立させ，附帯処分（③④）等につき審理を続けることも可。

2 なお，従前の「協議離婚届出をする」旨の和解も可能。どちらがよいかは，個々の事案の当事者意思による。

## 第8 離婚・離縁の請求の放棄・認諾（法37・44）

- 実体法上直接効果の生ずる離婚（離縁）請求の認諾が可能になった。
- ただし，欠席者提出の書面の陳述擬制（民訴法266Ⅱ）は不可。電話会議方式も不可。また，離婚の場合，親権者指定・附帯処分についての裁判を要しないときでなければならぬ。

## 第9 戸籍通知（規17・31・35）

- ◎ 戸籍届出を確保し，身分事項の変動・真実を戸籍に反映させる担保手段。書記官事務として重要。判決の確定，和解の成立，請求の認諾の際，留意すべき。
- 詳細は，最高裁判所事務総局家庭局・総務局「人事訴訟事件における戸籍通知等に関するQ&A」（平成16年2月）を参照のこと。

なお，事件類型ごとのまとめとして別表を，控訴審書記官がなす場合の通知書記載例につき別紙Aを，省略謄本の記載例につき別紙Bを参考にされたい。

## 第10 確定証明

- ◎ 控訴審で控訴の取下げがあり確定証明の申請があった場合、確定証明書には「平成〇〇年〇月〇日控訴取下げにより平成〇〇年〇月〇日確定した。」と記載する。（確定が控訴期間経過時にさかのぼるため、届出義務者が戸籍法120条により過料に処せられるおそれがあるため）

別紙 A

平成 年 月 日

通 知 書

市 ・ 区

町 ・ 村 長 殿

大阪高等裁判所第 民事部  
裁判所書記官

別紙謄本記載の事件は、

平成 年 月 日  判決が確定した  
 和解が成立した ので  
 請求の認諾があった

通知します。

(注) 該当する□にVを付ける。



受命裁判官認印

和解調書

事件の表示	令和元年(※)第〇〇号
期日	令和元年〇月〇日午前〇時〇分
場所	大阪高等裁判所第 民事部和解室
受命裁判官	○ ○ ○ ○
裁判所書記官	○ ○ ○ ○
出頭した当事者等	
控訴人	○ ○ ○ ○
控訴人代理人	○ ○ ○ ○
被控訴人	○ ○ ○ ○
被控訴人代理人	○ ○ ○ ○

手続の要領等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

本籍	.....				
住所	.....				
	控訴人(1審原告)	○	○	○	○
	同訴訟代理人弁護士	○	○	○	○
本籍	.....				
住所	.....				
	被控訴人(1審被告)	○	○	○	○
	同訴訟代理人弁護士	○	○	○	○

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因(事案の概要)は、原判決(〇〇家庭裁判所平成3

別紙B

〇年（家ホ）第〇〇号離婚等請求事件）記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 和 解 条 項

- 1 控訴人と被控訴人は、離婚する。
- 2 控訴人と被控訴人間の長男〇〇（平成29年〇月〇日生）の親権者を母である控訴人と定める。

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

上記は謄本である。

ただし、戸籍に記載すべき事項以外の記載を省略した。

令和元年 月 日

大阪高等裁判所第 民事部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

別 表

事件名	戸籍通知すべき終局の形態	戸籍通知先	戸籍通知の参照条文	省略謄本の可否	戸籍届出義務者	戸籍届出の参照条文	届出期間
離婚	判決・和解・請求の認諾	身分関係の当事者の本籍地	人訴規17・31	○	訴えを提起した者、 二次的に相手方	戸77, 63	裁判確定の日 から10日以内
離縁	判決・和解・請求の認諾		人訴規17・35	○	訴えを提起した者、 二次的に相手方	戸73, 63	裁判確定の日 から10日以内
婚姻無効	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者	戸116	裁判確定の日 から1か月以内
婚姻取消	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者、 二次的に相手方	戸75, 63	裁判確定の日 から10日以内
協議離婚無効	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者	戸116	裁判確定の日 から1か月以内
協議離婚取消	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者、 二次的に相手方	戸77, 63	裁判確定の日 から10日以内
嫡出否認	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者	戸116	裁判確定の日 から1か月以内
身分関係の存否確認	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者	戸116	裁判確定の日 から1か月以内
認知	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者、 二次的に相手方	戸63	裁判確定の日 から10日以内
認知無効	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者	戸116	裁判確定の日 から1か月以内
認知取消	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者	戸116	裁判確定の日 から1か月以内
養子縁組無効	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者	戸116	裁判確定の日 から1か月以内
養子縁組取消	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者、 二次的に相手方	戸69, 63	裁判確定の日 から10日以内
協議離縁無効	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者	戸116	裁判確定の日 から1か月以内
協議離縁取消	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者、 二次的に相手方	戸73, 63	裁判確定の日 から10日以内
父の確定	判決		人訴規17	×	訴えを提起した者	戸116	裁判確定の日 から1か月以内

注1 人訴規→人事訴訟規則, 戸→戸籍法のことです。

注2 戸籍通知済みの記載は, 事件記録表紙所定欄にチェックする方法で行う。

注3 戸籍通知は普通郵便による方法で行う(郵便料は国庫負担)。